

観光客動態調査業務に係る企画提案募集要項

この要項は、「観光客動態調査業務」を実施するに当たり、企画提案を広く募集し、審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務目的

本業務は、本県を周遊する県内外の観光客の属性、宿泊状況、周遊状況等を調査・分析することで、現在は観光客が少ないが有望となり得る観光地点の創出やさらなる成長が見込まれる観光地点等を把握し、それらの観光地点における観光客が観光コンテンツに求めるニーズを調査・分析し、今後の地域の特色を生かした観光コンテンツ創出に反映させることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

観光客動態調査業務

(2) 業務内容

業務説明書のとおり

3 委託期間

契約締結の日から令和2年10月30日まで

4 委託経費の上限額

16,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 国内に本店、支店又は営業所等を有する事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

6 参加表明

(1) 表明方法

参加を希望する者は、参加表明書（様式1）を作成し、下記の書類を添えて、「14書類提出先・質問先」へ、書留又は簡易書留での郵送により提出すること。

- ① 法人等の概要、組織図、役員名簿
- ② 定款又はこれに代わるもの（規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を定めた書類等）の写し
- ③ 直近の事業報告書及び収支決算（見込）書

(2) 提出期限

令和2年5月22日（金）17時（必着）

7 質問及び回答について

(1) 質問方法

質問がある場合には、質問書（様式2）に必要事項を記入し、「14 書類提出先・質問先」へ電子メールにより提出すること。

(2) 提出期限

令和2年5月22日（金）17時（必着）

(3) 質問に対する回答

寄せられた質問及び回答は、全ての分を取りまとめて参加表明書を提出した者全員に令和2年5月26日（火）までに電子メールにより送付する。（受信後は、必ず受信した旨のメールを送信すること。）

8 企画提案書等

(1) 提出書類

提出書類は以下のとおりとする。なお、6部（正本1部、副本5部）を提出すること。

① 企画提案書（A4片面印刷。別紙「観光客動態調査業務に係る企画提案審査基準（以下「審査基準」という。）」に記載された評価項目順に提案項目を設定し、ページ番号を付したものを作成し提出すること。様式任意。）

② 経費見積書（総額及び内訳を記載すること。総額は消費税込みの額とすること。）

(2) 提出期限

令和2年6月3日（水）17時（必着）

(3) 提出場所及び提出方法

「6 参加表明」に同じ。

9 辞退

(1) 提出方法

「6 参加表明」の規定により参加表明をした者において、事情により提案を辞退する場合は、辞退届（様式3）を作成し、「14 書類提出先・質問先」へ、郵送又は持参により提出すること。

(2) その他

辞退届を提出した者は、いかなる理由があっても再び参加表明することはできないこととする。

10 審査

(1) 審査の方法

審査基準に基づく企画提案審査を行い、最優秀提案者を選定する。

(2) 企画提案審査（書面審査）

① 実施日

令和2年6月8日（月）

② 実施場所

青森県庁内会議室

③ 実施方法

「8 企画提案書等」(1)「① 企画提案書」及び「② 経費見積書」の内容に基づき行う。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に6月10日（水）までに文書により通知する。

11 契約手続

(1) 企画提案書が選定されたものは、業務受託予定者とし、随意契約の見積徴取の相手方とする。

(2) 選定された企画提案書を参考に、委託内容や金額の協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。

(3) 委託業務の実施に関して、業務受託予定者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、委託者と業務受託予定者で協議のうえ決定する。

12 その他の留意事項

(1) 企画提案に要する経費は、全て提案者の負担とする。

(2) 使用言語は日本語とする。

(3) 使用通貨は円とする。

(4) 提出された企画提案書等は返却しない。

(5) 委託業務の実施に当たっては、委託契約書及び仕様書に従うとともに、関係法令を遵守すること。

(6) 委託業務を履行するに当たり、個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報保護条例（平成10年12月24日青森県条例第57号）を遵守し、適切に管理すること。

(7) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、別途協議して定める。

13 スケジュール

令和2年5月	22日（金）	17時	参加表明書等提出期限、質問書提出期限
	26日（火）		質問書回答送付
6月	3日（水）	17時	企画提案書等提出期限
	8日（月）		企画提案審査会

14 書類提出先・質問先

青森県観光国際戦略局観光企画課 企画戦略グループ

〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1 青森県庁舎 西棟4階

電話 017-734-9385

FAX 017-734-8121

電子メール kanko@pref.aomori.lg.jp